

小田原市いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 1 2 月
(平成 3 0 年 3 月改定)

小田原市

小田原市いじめ防止基本方針

〈目 次〉

はじめに	-----	1
I 基本的な考え方	-----	2
1 いじめの定義		
2 いじめに対する基本認識		
3 いじめ対策の基本理念		
4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方		
(1) いじめの未然防止		
(2) いじめの早期発見		
(3) いじめの早期対応		
(4) いじめの解消		
(5) 家庭との連携		
(6) 関係機関との連携		
(7) 地域との連携		
II 基本的施策・措置	-----	7
1 市が実施する施策・措置		
(1) いじめの未然防止のための措置		
(2) いじめの早期発見のための措置		
(3) いじめに対する措置		
(4) 家庭・関係機関・地域との連携		
(5) 学校評価における留意事項		
(6) その他		
2 学校が実施する措置		
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定		
(2) いじめの未然防止のための措置		
(3) いじめの早期発見のための措置		
(4) いじめに対する措置		
(5) 家庭との連携		
(6) 関係機関との連携		
(7) 地域との連携		
(8) 学校評価における留意事項		

Ⅲ 重大事態への対処 ----- 14

1 いじめの重大事態

2 市教育委員会又は学校による対処

- (1) 重大事態発生への報告
- (2) 事実関係を明確にするための調査
- (3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
- (4) 調査結果の報告
- (5) 調査結果の公表

3 地方公共団体の長による再調査等

- (1) 再調査の実施
- (2) 調査結果の報告
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置

Ⅳ いじめ防止等を推進する体制 ----- 19

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

2 小田原市いじめ問題対策連絡会

3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査研究のための附属機関

4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関

はじめに

「いじめ問題」は、今日の著しい社会状況の変化の中で、複雑化・多様化しています。また、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第11条では国が、法第13条では学校が、いじめ防止基本方針の策定を義務付けられています。法第12条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

本市では、平成16年4月に制定した『小田原市教育都市宣言』において、「一人ひとりが尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。」と宣言し、その理念を具体化し実現を図るべく平成19年1月に『おだわらっ子の約束』を制定いたしました。この約束では「明るく笑顔であいさつします」「どんな命でも大切にします」「優しい心でみんなと仲良くします」「『悪いことは悪い』と言える勇気もちます」等を掲げ、学校、家庭、地域・社会が一体となった子どもの健全育成を推進しています。

また、第5次総合計画では、「いのちを大切にす小田原」をまちづくりの目標に掲げ、平成23年2月には小田原市人権施策推進指針を策定し、「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」をめざしています。

そして、これらをふまえ、市内各学校においては、いじめ問題を含めた児童・生徒指導について様々な取組を進めてきています。

小田原市では、平成26年12月、法の施行の機会を捉えて、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、小田原の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえた『小田原市いじめ防止基本方針』（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

今般、法の施行から4年が経過し、国の『いじめ防止等のための基本的な方針』（以下「国の基本方針」という。）や、県の『神奈川県いじめ防止基本方針』（以下「県の基本方針」という。）が改定されました。今回の改定では、いじめの理解の促進、学校の組織的対応の強化、教職員がいじめ防止に取り組める環境の整備、児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底、家庭・地域との連携や重大事態への対応の強化が掲げられています。それらの内容を反映させるため、市の基本方針も改定することとしました。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、全ての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子どもも大人も次のような基本認識をもって問題に向き合う必要があります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害者と加害者になり得ます。
- いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題です。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃から多くの大人の目で子どもを見守ることが必要です。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

3 いじめ対策の基本理念

本市では、「いのちを大切にす小田原」の実現をめざし、未来を担う子どもが地域で見守られながら健やかに成長できる環境づくりに努めます。

いじめ問題は、社会全体の問題であるという共通の認識をもち、子どもと大人がともに当事者意識をもっていじめ防止等に取り組むため、次の6項目を基本理念に掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、全ての子どもがいじ

めを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。

- 大人は、あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを子どもたちに伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組みます。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、子どもに関わる全ての大人がいじめを正しく理解し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取り組みます。
- 学校は、全ての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながるような集団づくりを進めていきます。
- 家庭は、いじめの防止等に向け円滑な人間関係を築くための基盤として、子どもたちの社会性や規範意識、コミュニケーション能力を育むことが大切です。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

市や市教育委員会、学校は、「いじめ」の特徴を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」、「解消」に向け適切に取り組むことが必要です。

また、いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のために、市や学校、家庭、地域、関係機関とが連携して取り組むことが必要です。

(1) いじめの未然防止

- 家庭や学校では、子どもの発達段階に応じ、人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通じて、「いのちを大切にすること」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力」を育むことが重要です。
- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、大切にされていることを意識できることが重要です。そのために、家庭や地域では、家族や大人とふれあう機会を充実させるとともに、大人は子どもの育ちに関心を持ち、支えていく姿勢を示すことが必要です。
- 学校は、教育活動全体を通して、子どもたち一人ひとりに、豊かな情操や道徳心と、他者との関わりの中で互いの人格を尊重し合える態度や社会性、自分の思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や、「当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、子どもたちがいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。
- 幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取り組むことが必要です。

(2) いじめの早期発見

- 教職員は、日頃から、児童・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるよう資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性*1 に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に児童・生徒の状況を把握するとともに、困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め子どもからの相談に真摯に対応することが重要です。
- 市は、家庭や地域と連携し、社会全体で子どもをいじめから守り、子どものいのちを守る意識をもっていじめ問題に取り組むよう、家庭や地域に対して、いじめに関する啓発を行う必要があります。

*1 いじめられていても、いじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合がありますため注意深く状況を把握する必要があります。

(3) いじめの早期対応

- 学校は、いじめがあることを確認した場合は、あるいはいじめの疑いがある場合は、特定の個人が孤立したり、情報を抱え込んだりすることのないよう、管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、速やかに組織的に対応していくことが必要です。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応します。
- 学校は、いじめがあることを確認した場合は、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。

(4) いじめの解消

- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導する*2 こともあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、全ての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっか

り指導します。

- 学級担任や部活動の顧問等は、学級や部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導します。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態*3と判断することはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察します。

*2 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。

*3 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

①いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(5) 家庭との連携

- 家庭は、子ども一人ひとりのささいな変化を見逃さないよう、日頃から子どもとコミュニケーションをとることが大切です。
- 学校と家庭は、児童・生徒一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、「いのちを大切に作る心」や「他者を思いやる気持ち」を育むために連携して取り組むことが重要です。
- 学校は、いじめを受けた児童・生徒に対し、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに子どもに寄り添い、安心して安全な学校生活を送れるよう適切な助言や支援を行うことが必要です。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(6) 関係機関との連携

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉等の専門機関と協力して対応する必要があります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対応する必要があります。
- 学校や市教育委員会においては、「小田原市いじめ問題対策連絡会」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等により、日頃から情報を共有する体制を整えます。

(7) 地域との連携

- いじめの問題は、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。
- いじめを未然に防止していくため、日頃から子どもたちが、多様な価値観を持つ大人たちと様々な機会を通じて接し、大人たちから存在を認められているという思いを得られるような地域での体験活動等の推進も重要です。
- 学校は、PTAや地域の関係団体等と連携して、社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促していくことが必要です。

II 基本的施策・措置

法第 12 条では、地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることが求められています。それを受け、本市では、「国の基本方針」及び「県の基本方針」を参考として、本市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組や小田原市学校教育振興基本計画等を踏まえ、地域の様々な関係機関・団体、市民の意見を取り入れ、市の基本方針を策定しました。

今後、この市の基本方針に基づき、次の取組を進めます。

1 市が実施する施策・措置

(1) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条、第 19 条第 1 項、法第 21 条関係）

- いじめを未然に防ぐには、継続的、系統的な指導を行うとともに、地域一体となって児童・生徒を見守る体制をつくることが大切であることから、幼保・小・中一体教育、地域一体教育を基盤とした「未来へつながる学校づくり^{*4}」を推進します。
- 人間の生命がかけがえのないものであることを伝え、いのちを大切にする心や、他人を思いやる心を育むため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実に努めます。
- あらゆる偏見や差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、学校における人権教育の充実に努めます。
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校づくりを支援します。
- 「インターネット上のいじめ」を防止し、効果的に対処することができるよう、学校や家庭に対し、必要な情報提供や啓発活動を行います。
- 警察や関係機関との連携により、いじめの未然防止につながる「非行防止教室」等を、学校や地域の実態に応じて実施します。
- 児童会・生徒会活動でのいじめ防止啓発や、異学年交流の活性化等、各学校における児童・生徒が主体となったいじめ防止の取組を支援します。
- いじめ問題は社会全体の課題であるという意識を、子どもに関わる全ての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報します。
- 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、家庭、関係機関、地域住民等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図ります。

^{*4} 未来へつながる学校づくり：「幼保・小・中一体教育」と「地域一体教育」を基盤とし、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える、小田原のよさを生かした特色ある学校づくり

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条、法第 18 条、法第 21 条関係）

- いじめの実態把握、早期発見のため、学校に定期的な報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。
- いじめに関する相談や通報を受ける相談電話の設置や、スクールカウンセラー*5、スクールソーシャルワーカー*6、の学校への配置等により、児童・生徒及び保護者への相談体制の整備を図ります。
- 市及び関係機関・団体が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、相互の連携が円滑に進むよう努めます。
- 教職員が、いじめを始めとする児童・生徒指導上の問題に対する認識を深め、指導力を高めることができるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

*5 スクールカウンセラー：いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を図ることを目的とし、児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、県が各中学校区に配置する臨床心理士等。

*6 スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、該当児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。

(3) いじめに対する措置（法第 18 条、法第 23 条、法第 24 条、法第 26 条、法第 27 条関係）

- 市教育委員会は、学校からいじめ（いじめの疑いがあるものを含む）の報告を受けたときは、適切な対応がなされるよう状況に応じて指導・助言を行います。
- 市教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、解決に向けて関係学校が適切に対応できるよう、学校相互間の連絡・調整を図るとともに、自らも各学校と情報を共有し対応にあたります。
- 学校だけでは対応が困難な事案については、学校警察連携制度*7 を活用したり、県警少年相談・保護センターへ相談したりする等、関係機関と連携して対応にあたります。また、学校からの要請により、「児童・生徒指導支援チーム」を派遣したり、県教育委員会の「学校緊急支援チーム」と連携したりして、早期解決を図ります。
- いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童・生徒の出席停止を命じる等の措置を講じます。また、出席停止とした場合であっても児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、立ち直りを支援します。
- 生徒指導関連の会議での情報提供や校内研修の資料の提供等により、教職員がいじめへの認識を深めることができるよう支援します。

*7 学校警察連携制度：児童・生徒や学校・保護者が悩んでいる事例において、警察と学校が情報を共有することで、解決につながりやすいと判断された場合、学校・家庭・警察が連携して指導・支援するための制度。平成 23 年 10 月 11 日から運用を開始しています。

(4) 家庭・関係機関・地域との連携（法第 17 条関係）

- 地域全体で学校の教育活動を支援する学校支援地域本部事業*8 や地域総ぐるみで子どもを見守り育てるスクールコミュニティ*9 を活用し、いじめ防止に学校と地域が連携し協力して取り組む体制づくりを推進します。
- 児童・生徒の規範意識や公共の精神を育むため、「おだわらっ子の約束」*10 の家庭や地域への一層の啓発を図るとともに、学校と家庭・地域が一体となって児童・生徒の「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育てる取組を推進します。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域にある自治会、民生委員、児童委員等諸機関との連携を進める取組を行います。
- いじめ防止の対策が、関係機関、団体等との連携の下に適切に行われるよう「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置し、情報交換等を行うとともに地域で児童・生徒を見守る体制づくりを推進します。

*8 学校支援地域本部事業：地域全体で学校活動全体を支援するため、学校と地域の連携を図ろうとする取組で、学校を支援するボランティア活動を組織的なものにする事で、より効果的に学校の支援を図ろうとする取組。

*9 スクールコミュニティ：地域総ぐるみで子どもを見守り育てようという考えのもとに行われる事業で、PTA や子ども会、自治会等地域の活動情報を集約し情報紙を発信する「地域の子ども活動情報発信支援事業」、昔遊びやいろいろな体験を通じて異世代間の交流を図る「地域の見守り拠点づくり事業」があります。

*10 おだわらっ子の約束：市民の方々から寄せられた標語をもとに、子どもたちに身につけてほしいしつけや生活規範を 10 の項目にまとめたもの。平成 19 年 1 月制定しました。

(5) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 市教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

(6) その他（法第 10 条、法第 34 条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努めます。
- 市の基本方針に位置付けた施策、措置等の取組状況について、「小田原市いじめ問題対策連絡会」で年度ごとに点検し、国の基本方針が改定された際も含め、必要に応じて見直しを行います。

2 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 法第 13 条では、全ての学校に対し、国の基本方針、県や市の基本方針を参考として、「学校いじめ防止基本方針」を定めることとしています。
- 学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について定めます。
- 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。
 - ・いじめの発生時における学校の対応を予め示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑止につながります。
 - ・いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。
- いじめの防止等には地域ぐるみで取り組む必要があることから、学校いじめ防止基本方針は、保護者や地域の方々、児童・生徒の意見を取り入れて策定し、見直すとともに、策定した基本方針については、学校のホームページや学校だより等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等に取り組みます。
- 各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、次の取組を進めます。

(2) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童・生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみます。
- 児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係の構築に努めながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- 児童・生徒がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないため、自分たちにできることを考え議論し、行動できるよう指導・支援に努めます。
- 学校は児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒*11 に係るいじめについては、当該児童・生徒への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- 他の児童・生徒や大人との関わり合いを通して、児童・生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を育む取組を推進します。

- スクールボランティア*12 の方々との活動や、地域の中での体験活動、異学年間・異校種間の交流の充実を図ります。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
- 「インターネット上のいじめ」を防止するために、情報モラル教育を推進し、児童・生徒の意識向上を図るとともに、講演会の開催等保護者への啓発に努めます。

*11 発達障害を含む障がいのある児童・生徒、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、外国にながりのある児童・生徒、性同一障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒など。

*12 スクールボランティア：知識や技能、経験、時間等を生かし、学校の教育活動を支援するボランティア。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童・生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談*13 の実施等により、児童・生徒が日頃から相談しやすく、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応します。
- 児童・生徒の小さな変化やサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチする意識を高めるために、校内研修等を実施します。
- アンケート調査にインターネット上のいじめに関する質問項目を設ける等、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- 教育相談等で得た児童・生徒の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有し、適切に対処します。

*13 アンケート調査や教育相談において、児童・生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、該当児童・生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければなりません。

(4) いじめに対する措置（法第 22 条及び法第 23 条関係）

- いじめの疑いがあるときや、発見・通報を受けたときには、特定の教員が抱え込まず、法第 22 条の規定に基づく「いじめ防止等のための組織」を中心に、速やかに事実確認や対応方針の決定を行うとともに、それらの状況については市教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒の安全確保を、いじめが解消するまで図るとともに、いじめを受けた児童・生徒、保護者の苦しみや辛さを受け止め、解消に向けた対応や心のケア等の支援を行います。
- 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努めます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導します。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及び保護者、また、いじめを行った児童・生徒及び保護者への継続的な指導・支援等を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と教育委員会の間で情報を共有して対応します。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合の対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取り組みます。
- インターネット上の不適切な書き込み等による「インターネット上のいじめ」について、通報や相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等必要な措置を行います。
- いじめに関する事実確認等で得た情報は、取り扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめの対応にあたっては、児童・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮して、適切に対応します。

(5) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- P T A との連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用する等、いじめの防止等における家庭の役割や、児童・生徒がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さ等について、家庭への啓発を行います。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談、家庭訪問等を通して保護者と連絡をとりあい、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- 子どもがいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深めます。

- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

(6) 関係機関との連携（法第 17 条及び第 19 条関係）

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関と連携して取り組みます。
- 「インターネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「インターネット上のいじめ」が発見・通報された場合の迅速で適切な対応に向けては、警察等と連携して取り組みます。

(7) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 青少年育成関係団体や学校運営協議会・学校評議員会*14、スクールボランティア等の地域団体等との連携を図り、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努めます。
- 地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会の充実を図ります。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の状況については、学校運営協議会・学校評議員会での議題としたり、学校評価の項目として設定したりする等、その改善に努めます。

*14 学校運営協議会・学校評議員会：市立学校の運営について、保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れ、開かれた学校づくりを推進するため各学校で開かれる会議。各校の学校運営協議会・学校評議員は市教育委員会が任命・依頼します。

(8) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置づけるよう努めます。

Ⅲ 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適正に対応します。

重大事態の定義（法第 28 条第 1 項）

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

（例）

- ・ 自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。）

- 児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立て*15 があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たります。

*15 児童・生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要があります。

2 市教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、学校は、校内組織を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、直ちに市教育委員会へ報告します。市教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえで、速やかに市長に報告します。

また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、県教育委員会にも報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、市教育委員会又は学校で行います。調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断します。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、外部から必要な人材の参加を求める等、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が行う調査は、後述する「小田原市いじめ防止対策調査会」において実施します。

なお、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行います。

これらの情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査結果は、直接、市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめ

を受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に伝えておきます。

(5) 調査結果の公表

学校又は市教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

3 地方公共団体の長による再調査等

(1) 再調査の実施

重大事態について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができます。

本市では、法第 28 条に基づき学校又は市教育委員会が実施した調査について当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると市長が認める場合、後述する「小田原市いじめ問題再調査会」において再調査を実施します。

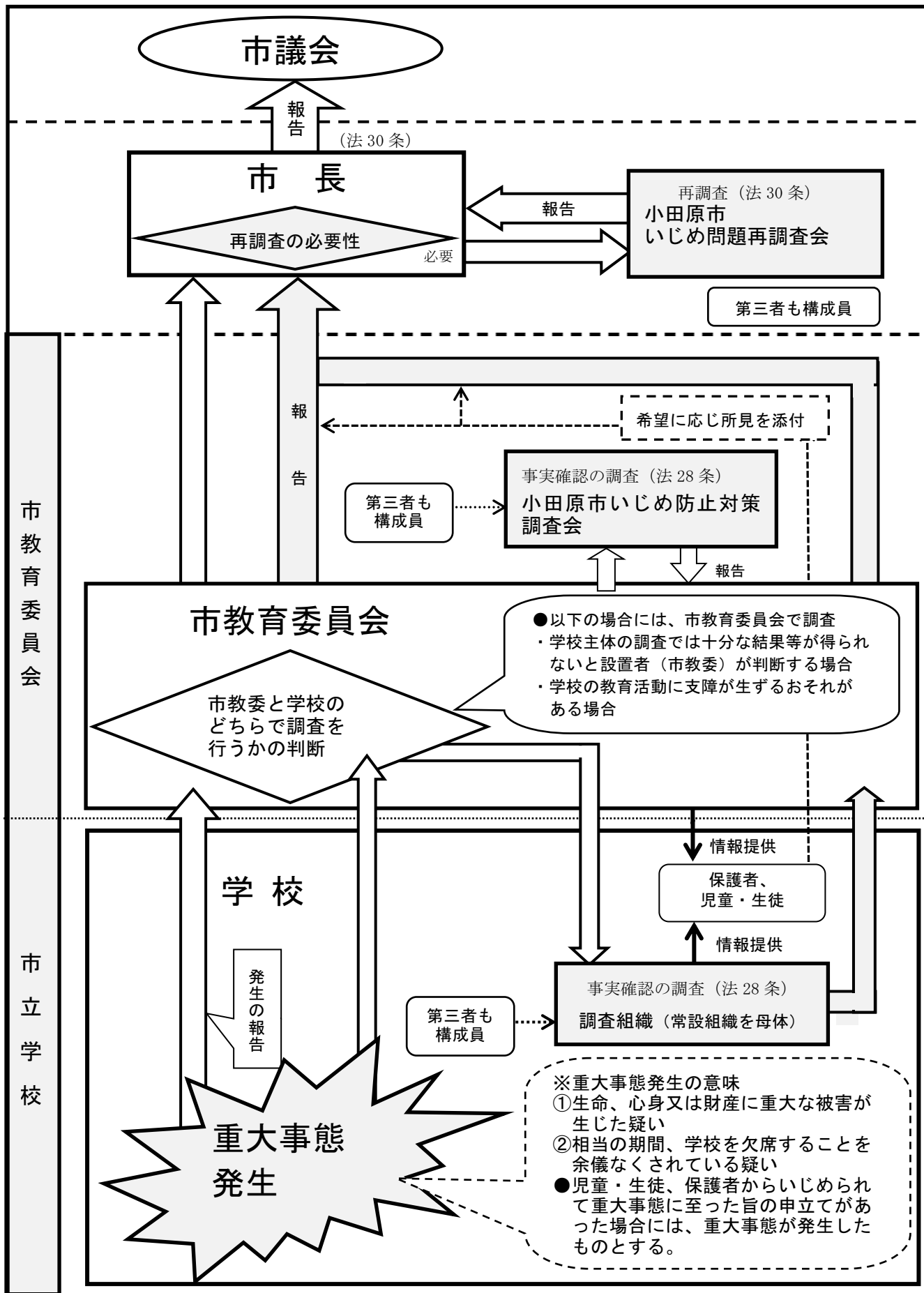
(2) 調査結果の報告

学校で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、法第 30 条第 3 項の規定により市議会に報告します。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

市長および市教育委員会は、市長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。そこで、市教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、県教育委員会と連携し、必要な措置を講じます。

重大事態発生時の対応について



IV いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、児童・生徒指導の根幹に位置付く組織であり、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用する場合があります。その際、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加する等、各学校において配慮することとします。また、この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童・生徒から認識されるようにします。

市教育委員会は、この組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行います。

(2) 組織の構成員

この組織の構成員は、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター*16、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心として構成します。

また、対応する事案に応じて学級担任や教科担任、第三者等も構成員に追加する等、柔軟な組織運営を図ります。

なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを児童・生徒及び保護者等に積極的に伝える取組を行うものとします。

*16 教育相談コーディネーター：各学校で児童生徒への支援に取り組む際に、組織的な課題解決に向けた推進役となる教員のこと。

(3) 組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

2 小田原市いじめ問題対策連絡会

(1) 連絡会の設置

いじめの防止等に向けて、市、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることができるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者等で構成する「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置します。

(2) 連絡会の構成員

連絡会は、市立小・中学校、市教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他の関係機関・団体の代表者等で構成します。

(3) 連絡会の役割

連絡会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、次の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・ 市の基本方針に基づく各団体の取組状況
- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し 等

3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査研究のための附属機関

(1) 調査会の設置

法第14条第3項の規定により、いじめ防止対策のあり方や実効性を高めるための調査研究を行うため、市教育委員会の附属機関として「小田原市いじめ防止対策調査会」を設置します。

また、本調査会は法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態に対処し、同様の事態を防止するため設ける組織とします。

(2) 調査会の構成員

本調査会は、市立小・中学校、市教育委員会、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者等で構成する全体会議と、その下に、重大事態の調査を専門的に行うための部会を設置します。この部会は、全体会議の構成員のうち、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

(3) 調査会の役割

- ・ 市の基本方針に基づくいじめ防止のための対策のあり方及び対策の実効性を高めるための調査研究
- ・ 市立学校で発生したいじめの重大事態の事実関係を明確にするための調査

4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関

(1) 再調査会の設置

学校又は市教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が再調査を行う必要があると認めた場合、法第30条第2項の規定に基づく再調査を行うための附属機関を市長部局に設置します。

(2) 再調査会の構成員

小田原市いじめ問題再調査会は、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

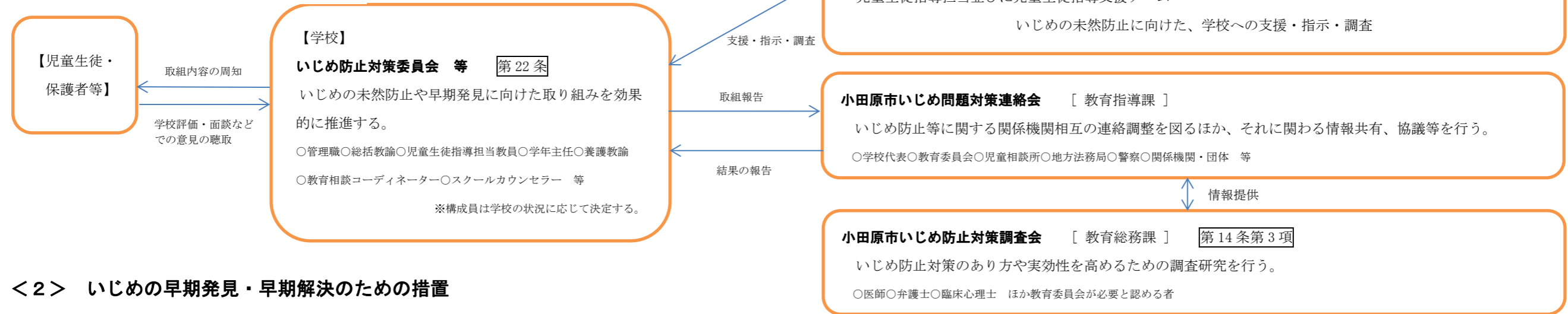
小田原市いじめ防止基本方針

平成30年3月改定

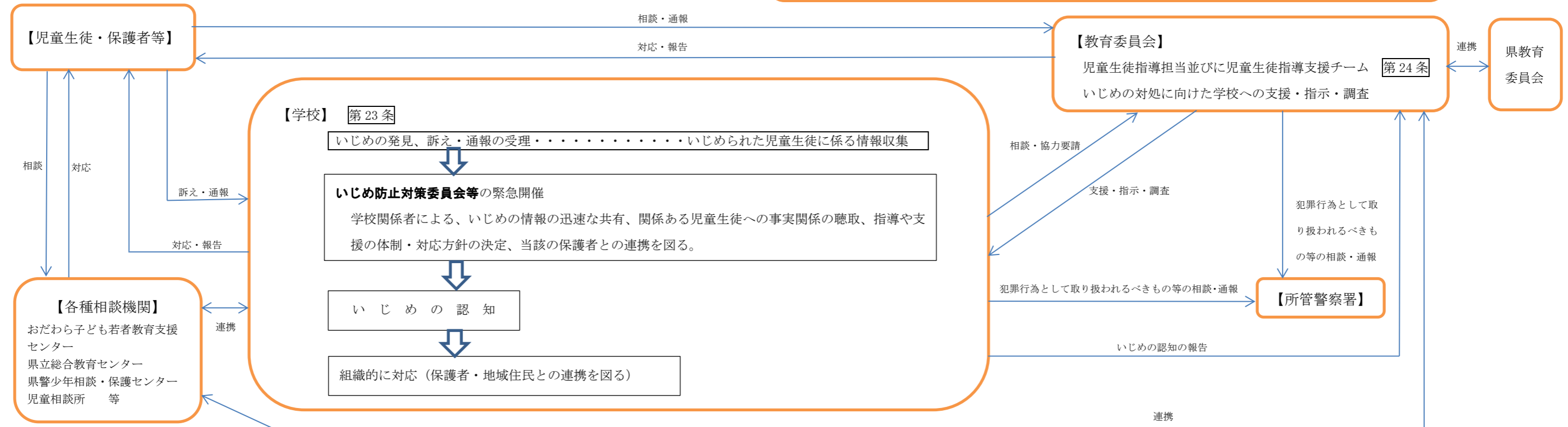
小田原市

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

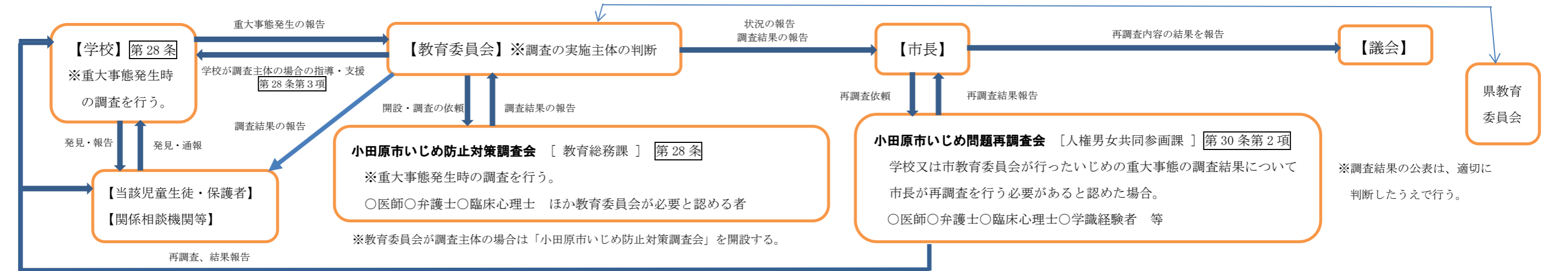
<1> いじめの未然防止のための措置



<2> いじめの早期発見・早期解決のための措置



<3> 重大事態への対処



<小田原市のいじめ対策に係る関係機関とその役割について>

項目/進度	未然防止への対応	個別事案への対応	重大事態への対応
<p>アプローチの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見(微妙な変化をキャッチ) ・様々な立場の大人が子供を見守る ・地域とともにある学校づくり ・人権を尊重し道徳心や規範意識を高める ・子供の居場所づくり ・ふれあい強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や保護者の思いに寄り添い受け止める ・多様な相談窓口の設置とその周知 ・初動を重視する ・タイムリーな対応 ・いじめの背景にある問題の解決 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の明確化(公平性・中立性の確保) ・再発防止策の検討 ・調査結果を踏まえた対応(被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等) ・プライバシー保護に配慮
<p>関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・警察署生活安全課 ・医療機関 ・法務局(西湘二宮支局) ・西湘二宮人権擁護委員協議会 ・家庭裁判所 ・県警少年相談・保護センター ・おだわら子ども若者教育支援センター(はーもにい) ・市役所福祉関係部局 <p>【専門家】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医、弁護士、臨床心理士 ・社会福祉士、大学教授等 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市いじめ問題対策連絡会 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室(小・中学校で実施:小田原警察署生活安全課、県警少年相談・保護センター) ・人権教室(市内幼・保育園、小学校での実施:小田原市人権擁護委員会) ・中学生人権作文コンテスト(横浜地方法務局・神奈川県人権擁護委員連合会) ・とどけよう『絵とことば』のコンテスト(横浜地方法務局・神奈川県人権擁護委員連合会) 	<p>【相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原児童相談所 ・県警少年相談・保護センター ・おだわら子ども若者教育支援センター(はーもにい) ・神奈川県西部青少年サポート相談室 ・かながわ子ども・若者総合相談センター ・24時間子どもSOSダイヤル(県立総合教育センター) ・メール相談(県立総合教育センター) ・ユーステレホンコーナー(県警少年相談・保護センター) ・子どもの人権110番(横浜地方法務局・神奈川県人権擁護委員連合会) ・子どもの人権SOS-eメール(横浜地方法務局・神奈川県人権擁護委員連合会) ・子どもの人権SOSミニレター(横浜地方法務局・神奈川県人権擁護委員連合会) ・子どもの人権相談(神奈川県弁護士会法律相談センター) ・子どもお悩みダイヤル(神奈川県弁護士会) ・SNSいじめ相談@かながわ(神奈川県教育委員会) 	<p>【連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県教育委員会 ・小田原警察署生活安全課 ・小田原児童相談所 ・家庭裁判所 ・県警少年相談・保護センター ・おだわら子ども若者教育支援センター(はーもにい)
<p>家庭(保護者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な人間関係を築くための基盤として、子供たちの社会性や規範意識、コミュニケーション能力を育む 		
<p>学 校</p> <p>「いじめ防止対策推進法」 「小田原市いじめ防止基本方針」 各学校における「いじめ防止対策のための基本的な方針」</p>	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策委員会等 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童会・生徒会主体の取組 ・アンケート調査(いじめ、生活)や個人面談の実施 ・日常の点検 ・保護者との連携 ・道徳教育の充実 ・人権教育の推進 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策委員会等 ・児童生徒指導委員会等 ・情報交換会 ・ケース会議 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査(いじめ、生活)や個人面談の実施 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策委員会等
<p>教育委員会</p>	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市いじめ問題対策連絡会 ・小田原市いじめ防止対策調査会 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援チームの派遣 ・啓発活動 ・研修会等の開催(人権教育研修会、児童生徒指導担当者研修会等) 	<p>【相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おだわら子ども若者教育支援センター(はーもにい)教育相談(電話相談・来所相談・訪問相談) 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市いじめ防止対策調査会 ・総合教育会議 ・いじめ問題再調査会(市長部局)
<p>地域団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会総連合 ・PTA連絡協議会 ・青少年未来会議 ・保護司会 ・民生委員児童委員協議会 ・少年補導員連絡会 ・スクールボランティア 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市いじめ問題対策連絡会 ・学校評議員会/学校運営協議会 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動、見守り運動、交通安全指導 ・パトロール ・サイバー教室 ・地域との活動(県民祭、祭礼、清掃、防災など) ・広報啓発(回覧、掲示板) 		

令和5年度 第1回小田原市いじめ問題対策連絡会 会議概要

- 1 日 時 令和5年7月 書面開催
- 2 委員 佐久間悦夫氏、阿部祥典氏、富樫栄広氏、三宅美子氏、岡野心平氏、五十嵐尚美氏
武松忠氏、林亮子氏、玉井宏明氏、浜口勝己氏、村上晃一氏、生垣麻美氏
長谷川弘子氏
教育委員会 柳下教育長、飯田教育部長、栢沼教育部副部長、岡田教育総務課長、
中山教育指導課長、西村教育相談担当課長、漆崎教育総務課主任、
鈴木教育指導課指導主事、岩立教育指導課指導主事、柳下教育指導課指導主事、
小林教育指導課指導主事
- 3 配付資料
- ・開催要項
 - ・レジュメ
 - ・資料1 小田原市いじめ防止基本方針
 - ・資料2 小田原市が実施するいじめ防止等の措置
 - ・資料3 小田原市いじめ問題対策連絡会設置要綱
 - ・資料4 令和3年度小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・
長期欠席の状況について
 - ・資料5 いじめの重大事態に関する調査結果の公表方針
 - ・資料6 小田原市のいじめ対策に係る関係機関とその役割について
 - ・資料7 各関係機関の今年度の取組計画

令和5年度 小田原市いじめ問題対策連絡会 構成団体一覧

No.	団体名等	役職	氏名
1	小田原市自治会総連合	連合会長（芦子地区）	佐久間 悦夫
2	小田原市PTA連絡協議会	副会長	阿部 祥典
3	小田原市青少年未来会議	委員	富樫 栄広
4	西湘二宮人権擁護委員協議会 (小田原市人権擁護委員会)	委員	三宅 美子
5	小田原地区保護司会	副会長	岡野 心平
6	小田原市民生委員児童委員協議会	常任理事	五十嵐 尚美
7	小田原少年補導員連絡会	会長	武松 忠
8	横浜地方法務局西湘二宮支局		
9	小田原児童相談所	子ども相談課長	林 亮子
10	小田原警察署生活安全課	警部補	玉井 宏明
11	小田原市立小学校長会	小田原市立国府津小学校	浜口 勝己
12	小田原市立中学校長会	小田原市立白山中学校	村上 晃一
13	小田原市立小学校教頭会	小田原市立早川小学校	生垣 麻美
14	小田原市立中学校教頭会	小田原市立城南中学校	長谷川 弘子

【教育委員会参加者】

No.	職	氏名
1	教育長	柳下 正祐
2	教育部長	飯田 義一
3	教育部副部長	栢沼 教勝
4	教育総務課長	岡田 夏十
5	教育指導課長	中山 晋
6	教育指導課教育相談担当課長	西村 泰和

【事務局】

No.	職	氏名
1	教育指導課指導主事	鈴木 孝宗
2	教育指導課指導主事	柳下 仁志
3	教育指導課指導主事	岩立 忠
4	教育指導課指導主事	小林 祐介
5	教育総務課主査	漆崎 亜結実

令和3年度 小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

- 1 調査期間 令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）
- 2 調査項目 (1) 暴力行為 (2) いじめ (3) 長期欠席（不登校等）
- 3 調査結果

(全 国) 文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 ※調査対象は国公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）
 (神奈川県) 「令和3年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」
 ※調査対象は公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）
 (小田原市) 教育指導課調べ ※調査対象は市立全小中学校（小学校25校、中学校11校）

(1) 暴力行為の状況

① 暴力行為の発生件数と1,000人あたりの発生件数（過去3年間、全国・県との比較） (件)

	校種	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		発生件数	1,000人あたり	発生件数	1,000人あたり	発生件数	1,000人あたり
全 国	小学校	43,614	6.8	41,056	6.5	48,138	7.7
	中学校	28,518	8.8	21,293	6.6	24,450	7.5
神奈川県	小学校	6,944	15.6	6,054	12.1	6,224	12.7
	中学校	3,142		1,708		1,953	
小田原市	小学校	109	12.1	74	8.4	211	24.3
	中学校	144	33.1	67	15.6	139	32.4

※神奈川県の中学校の数値は、中等教育学校前期課程を除く

② 暴力行為の形態 (件)

形態	小学校	中学校
対教師暴力	29	13
生徒間暴力	144	109
対人暴力	1	1
器物損壊	37	16
合計	211	139

③ 学年別加害児童生徒数 (人)

学年	小学校	中学校
1年生	20	59
2年生	28	43
3年生	26	15
4年生	32	
5年生	15	
6年生	14	
合計	135	117

暴力行為は、令和2年度と比較して、小学校で137件、中学校で72件の増加となりました。小学校ではコロナ禍前の令和元年度と比較しても多い結果であり、本市は、全国や県と比べ1000人あたりの発生件数が多くなっています。増加の要因は、学校での感染症対策の規制が徐々に緩和されたことに伴い、学校行事や部活動など様々な活動を通して子ども同士が関わる機会が増えてきたことや、新型コロナウイルス感染症の影響から児童生徒の多くがストレスを抱えた生活を送ってきたことによるものと考えており、今後も注視していきます。

また、小学校低・中学年では「手をたたく」「つねる」などの軽微な暴力行為が増加しており、小学校入学当初の早い段階から自分の感情をコントロールするスキルや、互いの思いを言葉で伝え合える温かい人間関係づくりのためのコミュニケーションスキルの習得に向けて、粘り強い指導にあたっていく必要があります。

(2) いじめの状況

① いじめの認知件数と1,000人あたりの認知件数（過去3年間、全国・県との比較）（件）

	校種	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり
全 国	小学校	484,545	75.8	420,897	66.5	500,562	79.9
	中学校	106,524	32.8	80,877	24.9	97,937	30.0
神奈川県	小学校	22,782	43.1	19,287	35.6	25,770	47.7
	中学校	5,114		3,619		4,820	
小田原市	小学校	595	66.0	555	62.9	924	106.5
	中学校	394	91.1	244	56.8	196	45.6

② いじめの態様（複数回答）（件）

態様	小学校	中学校
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	466	90
仲間はずれ、集団による無視をされる	83	13
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	176	26
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	41	15
金品をたかられる	10	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	73	8
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	91	29
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	22	11
その他	19	7

③ いじめの解消率

	小学校	中学校
令和 4年 3月 31日現在の状況	71.6%	84.6%
令和 4年 7月 29日現在の状況	97.4%	100%

いじめの認知件数は令和2年度と比較して、小学校では369件増加、中学校では48件減少しました。いじめの態様は、小中学校ともに「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が一番多くなっています。令和3年度は、様々な人とコミュニケーションを図る機会が少しずつ増えてきたことで、児童生徒は時には友達とぶつかりながら、発達段階に応じて関わり方を学んできています。そして、その学びの機会、指導の機会を見逃さないためにも、いじめ防止対策推進法の定義による「いじめ」を積極的に認知し、早期発見と早期対応に努めることが大切です。小学校のいじめ認知件数の大幅な増加は、教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進んだことによるものと考えています。

個々のいじめ事案については、ほとんどの事案が解消につながっています。これは、いじめの早期発見、解消に向けた指導・支援、見守りの成果であると考えています。

(3) 長期欠席の状況

① 不登校者数と出現率（過去3年間、全国・県との比較）

	校種	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)
全 国	小学校	53,350	0.83	63,350	1.00	81,498	1.30
	中学校	127,922	3.94	132,777	4.09	163,442	5.00
神奈川県	小学校	4,578	1.02	5,126	1.15	6,267	1.42
	中学校	9,570	4.80	9,141	4.56	10,389	5.13
小田原市	小学校	114	1.27	112	1.27	138	1.59
	中学校	203	4.69	219	5.09	228	5.22

令和2年度から不登校者数は、(欠席日数+出席停止日数)が30日以上を対象としている。

② 不登校の要因（主たる要因） (人)

分類	小学校	中学校
学校における人間関係に課題	3	17
学業の不振	6	7
親子の関わり方	6	11
生活リズムの乱れ、あそび、非行	24	16
無気力、不安	83	148
その他	16	29
合計	138	228

③ 学年別不登校者数 (人)

小学校														中学校							
1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		1年		2年		3年		合計	
継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規
4	3	8	5	9	14	16	11	19	27	22	60	78	28	29	56	33	48	34	132	96	
4	11	14	30	30	49	138	57	89	82	228											
R2不登校者数		5	5	22	13	35								32	65	61					

不登校者数は、令和2年度と比較して、小学校では26人増加し、出現率は0.32ポイント増加しました。中学校においては、9人増加し、出現率は0.13ポイント増加しました。本市の増加の割合は、小学校は全国や神奈川県と同程度、中学校は比較的緩やかですが、その出現率は依然として全国や神奈川県より多い状況です。

不登校の主たる要因としては、小中学校とも「無気力、不安」によるものが多く、全体の60%程度を占めています。また、欠席が増えると生活リズムの乱れ、登校できない状況が続いてしまっている児童生徒が、増えています。

学年別不登校者数では、小学校では、4年生から学年が上がるにつれて、新規の不登校者が増加し、中学校では、2年生と3年生の継続率が高くなっています。

不登校支援では早期発見と早期対応が重要であると考えています。

4 今後の主な取組

新型コロナウイルス感染症によって児童生徒を取り巻く社会や学校、家庭における生活や環境が変化し、児童生徒の行動等にも大きな影響を与えています。人との距離が広がる中、不安や悩みを相談できず一人で抱え込んでしまったり、不安や悩みが従来とは異なる形で現れたりする可能性も考えられます。家庭、学校、地域の大人が子どもたち一人ひとりを見守り、それぞれの役割を果たして連携していくことがより一層大切です。

<暴力行為・いじめ>

- 各学校においては、一人ひとりがかけがえのない存在であり、それぞれが基本的な人権を持っていることを理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう、道徳を柱として教育活動全体を通して、人権教育の充実に努めます。また、児童生徒一人ひとりの特性や生活環境、ストレス等にも十分な認識を持ち、個別の状況によりていねいに向き合うように努めます。いじめや暴力行為の未然防止の観点から、ソーシャルスキルトレーニングやアンガーマネジメント等の様々な教育手法を活用していきます。
- 市教育委員会においては、市内の児童生徒の現状や課題に焦点を当てた児童生徒指導研修会を実施し、教職員の指導力向上に努めるとともに、小田原地区学校・警察連絡協議会と協力して、関係機関や各校との情報共有を行い、諸問題の解決に向けた取組を進めていきます。また、引き続き神奈川県弁護士会との連携により、いじめの未然防止に向けた「いじめ予防教室」を実施します。
- 暴力行為やいじめによって重大な被害が生じる恐れがある場合は、警察や関係機関等と連携しながら対応します。また、いじめ問題の解決は地域全体、社会全体で取り組むものであるという認識のもと、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等を通じて情報の共有等を行い地域ぐるみでいじめの未然防止に努めます。

<長期欠席（不登校等）>

- 各学校では、確かな学力の向上や豊かな人間性を育む取組を通して、魅力ある学校づくりを目指し、児童生徒の自己肯定感・有用感を育み、児童生徒一人ひとりに寄り添い、チームとして不登校の未然防止に努めます。また、一人ひとりに関わる中で早期発見を目指し、早期対応ができるよう、個々の状況に合った支援を考え対応することで支援の充実に図ります。
近年、不登校の要因や背景が多様化・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントや支援体制が作れるよう、各校で校内支援体制を整え、個々の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的な人材や、児童相談所などの他機関と連携しながら取組を進めます。
- 市教育委員会においては、「おだわら子ども若者教育支援センター」における相談窓口の周知を図るとともに、不登校または不登校傾向の児童生徒や、その保護者に対する教育相談や教育相談指導学級等による学校以外の場での支援環境の充実、不登校生徒訪問相談員の配置等によって、児童生徒理解に基づいた日々のケアや保護者へのサポートを充実させていきます。
また、教職員の資質向上のため、登校支援担当者連絡会議を実施するとともに、不登校児童生徒の状況と、今後の支援を学校と共有するために、年2回の学校訪問を行います。
- 児童生徒や保護者を孤立させないために、学校のみならず、外部機関とも連携したチーム支援による体制づくりがスムーズにできるよう、小田原市登校支援関係機関連絡会を実施し、情報共有や不登校にかかわる課題についての協議を通して、関係機関とのよりよい連携づくりを進めます。

(事務担当) 教育指導課指導係 TEL 33-1684
教育指導課教育相談係 TEL 46-6093

いじめの重大事態に関する調査結果の公表方針

令和4年8月

小田原市教育委員会

1 調査結果の公表の意義

いじめの重大事態の調査結果の公表については、小田原市いじめ防止基本方針で、学校又は市教育委員会は、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行うこととされている。

いじめの重大事態の調査の目的が、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の発生防止であることを踏まえると、調査結果の公表の意義としては次のことが考えられる。

- ・ 同種の事案の発生防止を含む、いじめの未然防止に生かす。
- ・ 市民目線で学校及び市教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動や教育行政を推進することに役立てる。
- ・ いじめの重大事態の調査に係る経過や手続等を示すことで、調査結果の信頼性を保つ。

2 調査結果の公表について勘案すべき要素

小田原市いじめ防止基本方針で、調査結果の公表について「総合的に勘案して、適切に判断する」としている要素を、次のように考える。

(1) 事案の内容や重大性

いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされており、いずれも深刻な事態であると考えられる。

したがって、事案の内容や重大性を勘案して公表の適否を判断することは適切ではないと考える。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向

いじめの重大事態の調査結果の公表の適否を判断するにあたって、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向は重視すべきである。被害者の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは適切ではないと考える。しかし、いじめの具体的内容に言及しないとしても、いじめの有無や再発防止策について公表することで、公表の目的に沿うこともできるため、公表の内容を精査、限定する等して全ての件について公表することは可能であると考えます。

(3) 公表した場合の児童生徒への影響

調査結果を公表することによって、個人が特定されることや情報が意図的に歪められて外部に伝わる可能性は否定できない。個人情報が増えれば、児童生徒への影響は計り知れないものがあることに留意が必要である。

3 公表の方法

(1) 基本認識

1の調査結果の公表の意義及び2の勘案すべき要素の考察を踏まえ、全てのいじめの重大事態の調査結果について基本的には公表する。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向や関係当事者に配慮しながら、調査結果について可能な限り社会と共有していくことが大切である。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向確認

調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者と確認する。

情報化された現代社会においては、調査結果の公表が被害者に二次被害を及ぼす可能性もあり、公表を望まない場合も想定されるが、事案の詳細は記載せず、再発防止策を重点的に示すこと等も可能であり、どこまで公開してよいか、その範囲について、市教育委員会が丁寧に調整をする。

(3) 他の関係児童等への説明

いじめを受けた児童生徒以外の関係児童生徒及びその保護者（いじめを行ったと指摘される児童生徒及びその保護者を含む）に対しても、可能な限り公表の目的を十分に説明して理解を得るように努めるべきであるが、同意を得ることまでは必要ない。

(4) 公表資料

公表資料は、1の調査結果の公表の意義にあるとおり、いじめの未然防止の役割が大きいことから、市教育委員会がその意義を踏まえて、重大事態報告書を基に情報を要約した公表版（概要版）を作成する。

公表資料は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に配慮し、調整をしながら作成するとともに、加害者とされる児童生徒についても、個人が識別されるような情報は公表しない等、人権に配慮をする。

なお、公表資料は、その公表前に小田原市いじめ防止対策調査会へ報告し、公表の意義に沿った適切な内容のものであるかを確認する手続きを設けるとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に最終的な公表資料の確認をする。

(5) 公表方法

市ホームページへの掲載を基本とし、社会的な関心が強い事案（※）は、記者発表等広く公表する。

※ 社会的な関心が強い事案

- ・ いじめの結果が、自死等、重篤な事態となったもの
- ・ いじめの背景に、社会全体で取り組むべき事情が認められるもの 等

(6) 公表する期間

公表期間は、公表の意義と公表による様々な影響を考慮すると、市ホームページに掲載してから6箇月程度を基本とする。

ただし、公表期間中であっても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は公表を中止、または公表内容を一部変更することもあり得る。

